

広島市安芸区選挙管理委員会告示第1号

令和8年1月23日

衆議院の解散に伴い、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第17条ただし書の規定による選挙人名簿の登録の移替えをしない期間を、次のとおり定めます。

広島市安芸区選挙管理委員会

委員長 荒井 秀則

1 登録の移替えをしない期間

令和8年1月24日から衆議院議員総選挙の期日まで

2 上記の期間に係る者の選挙人名簿の登録の移替えは、衆議院議員総選挙の期日の翌日から行う。